

## 教職チャレンジサポート特別選考 Q & A

**Q 試験項目となっているSPI3基礎能力検査の実施方法や実施時間を教えてください。**

A SPI3基礎能力検査はペーパーテスト方式で実施します。試験時間は70分です。  
 なお、第一次試験の山口会場については、受験票をダウンロードする際にお知らせします。また、受付・試験時間等については、受験者数に応じて決定するため、7月8日(土)に山口県教育庁教職員課のウェブページ(教員採用試験専用ページ)においてお知らせします。

**Q 現在、通信制大学に通学している場合、教職チャレンジサポート特別選考の受験資格はありますか？**

A 現在、通信制大学に在学していること自体は、受験要件に反するものではありません。ただし、実施要項に示す以下の条件を満たす必要があります。  
 ○「教育職員免許状の所有(令和6年3月31日までの取得見込みを含む。)等」について  
 教育職員免許状を所有していない者かつ令和6年3月31日までの取得見込みがない者  
 ○「その他の要件」について  
 次の①～③のいずれにも該当する者(志願書類を受け付けた後に書類審査を行います。)  
 ① 学士若しくは短期大学士の学位を取得した者又は大学若しくは短期大学を令和6年3月31日までに卒業見込みの者  
 ② 選考試験に合格後、2年以内(令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)に志願する区分(校種・教科)の普通免許状を取得する者  
 ③ 選考試験に合格後、免許取得と併行して本県が指定する研修に参加する者

**Q 幼稚園教諭の免許状を所有しています。小学校教諭の免許状は所有していないので、教職チャレンジサポート特別選考の小学校の区分を受験できますか？**

A 受験資格の「教育職員免許状を所有していない者かつ令和6年3月31日までの取得見込みがない者」について、「所有していない」とは免許状を今まで取得したことが全くないということを意味していますので、希望校種以外の免許をお持ちの方は対象外となります。

**Q 採用延期期間の2年間(令和6、7年度)のうち、免許が令和6年度中に取得できた場合、令和7年度から採用となりますか？**

A 1年間で免許が取得できる見込みがあれば、1年間の採用延期となります。

**Q 採用延期期間の2年間で免許取得ができなければ、さらにもう1年延期はできますか？**

A 本制度では、令和5年度に受験の場合、2年(令和6、7年度)の採用延期後の後、令和8年度採用となります。その上で、延期期間である2年間で免許取得ができなかった場合、採用はありません。  
 なお、費用補助を受けていた場合は、返金いただくこととなります。

**Q 合格した際は、通信制大学の候補などの例示はありますか？**

A 通信制大学の候補の例示等、可能な範囲で、個別にご相談させていただきますが、決定に当たっては、御自身での判断となります。

**Q 採用延期期間中の研修について、参加できない場合は採用に影響しますか？**

A 受験資格として、「選考試験に合格後、免許取得と併行して本県が指定する研修に参加する者」としてありますが、現在の職務の都合等により急に研修に参加いただけなかった場合等については、別途代替の研修等の対応を行う予定です。

**Q 教職チャレンジサポート特別選考で合格となった場合、配属先はどうなりますか？**

A 配属先については、選考区分に関わらず、志願区分(校種等)に準じます。

志願区分	配属校
小学校	公立小学校、県立特別支援学校小学部
中学校	公立中学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校中学部
高等学校	公立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校高等部

**Q 費用補助の対象となる経費はどのようなものですか？**

A 免許取得に係る費用補助の対象経費は、「原則、大学に支払わなければならない経費(入学金、学費、実習費等)のみ」とします。  
 ※対象とならない経費: 補助教材、切手・宅配料等の通信運搬費、旅費・交通費等